

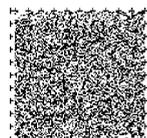
災害時に手助けが必要な人のための

(「障害のある方」と「ご高齢の方」を中心に)

防災の手引き



地域とつながる・地域で守る



はじめに

東日本大震災では、土浦市でも震度 6 弱を記録し、建物が壊れたりライフラインが途絶えたりといった被害が発生しました。

震災後に、障害のある方やご高齢の方に震災で困ったことや不安だったことを調査¹⁾したところ、地震直後の安否確認や情報不足、給水の大変さ、避難や避難所についての不安など多くの声があり、その背景には災害に対する準備不足や、市の対応(公助)が事前に知らされていないことなどがありました。また一方で、ご近所や友人に声をかけてもらったことが何よりありがたかったという声もあり、地域で助けあうことの大切さも改めて示された結果でした。

これらの調査結果をもとに、本書は、公助を活用しながら、「自分のことは自分で守り(自助)」、そして、「お互いに助け合う地域(共助)」作りのための情報を提供することを目的として作成しました。

1. **第 I 部 障害のある方・ご高齢の方へ**では、被害や不安を軽減するための 3 つの柱を示しました。

- ① 地震がおきたときの流れを頭の中でえがいてみましょう。
- ② 本格的な支援が始まるまでの 3 日間を乗り切る準備をしましょう。
- ③ 積極的に近隣や地域とつながりを持ちましょう。

2. **第 II 部 地区長、民生委員、地域防災組織に向けて**では、障害のある方やご高齢の方の具体的な不便や不安を伝えながら、次の提案をしています。

- ① 災害時要援護者制度の進め方
- ② 避難所運営で障害のある方、ご高齢の方への配慮の内容

あわせて、平成 20 年度発行の「防災の手引きー障害のある方とサポートする方のために」も参考にして下さい。

平成 25 年 3 月

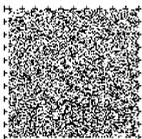
土浦市・つくば国際大学・土浦市障害者(児)福祉団体連合会

1) 土浦市障害福祉アンケート(23 年 7 月実施):(自由記述回答者 1055 名分析 24 年 6 月～9 月実施)

障害者団体ヒアリング:回答者 54 名(24 年 8 月・9 月実施)

酸素ボンベ等使用者への電話調査:回答者 11 名(24 年 9 月 10 日～21 日実施)

高齢者へのアンケート調査:回答者 72 名 (24 年 8 月 27 日～9 月 21 日実施)



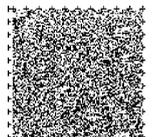
第 I 部

障害のある方・ご高齢の方へ

自分で守る、地域とつながる

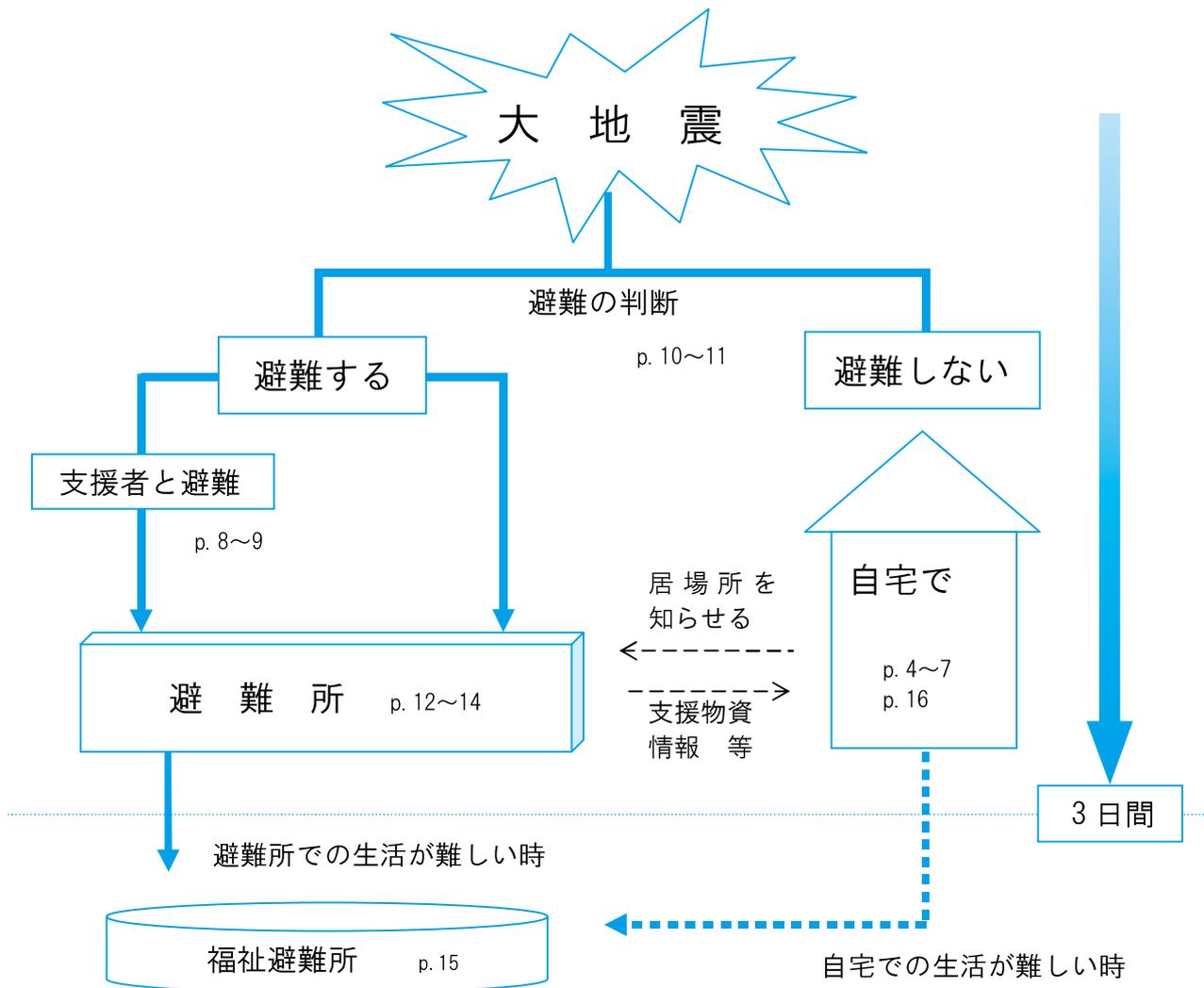
目次

・ あっ 大地震 ! 別紙の書き方	p. 2~3
・ 自宅で 3 日間を乗り切る	p. 4~7
・ 災害時要援護者制度	p. 8~9
・ 避難の判断	p. 10~11
・ 避難所を確認する	p. 12~13
・ 避難所と福祉避難所	p. 14~15
・ 災害ボランティアセンター	p. 16



おおじしん あつ 大地震！

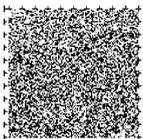
大地震が発生した時の対応の流れをイメージしてみましょう。



■ 大事なこと ■

家族との連絡方法、待ち合わせ場所を話し合っておきましょう。

別紙に p. 3 と同様のページを作成していますので、ご自身の支援してもらいたい事や薬の情報などを記入し、冷蔵庫にはっておきましょう。



べっし あんしん 別紙 安心カード

1. 使い方

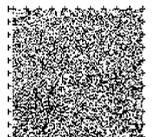
- ① 安心カードに必要事項を書き入れ、冷蔵庫にはっておきましょう。
- ② 緊急時に、手助けにきてくれた人に安心カードを見せて、対応してもらいましょう。

2. 書き方

下の例を参考にしてください。

本人	
フリガナ 氏名	ツチウラ マルコ 土浦 ○子
	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
	生年月日：T14年 2月 29日
住所	土浦市 真鍋□丁目○○-△△
	電話FAX：△△△-○○○-○○○○
	メール：○○○@△△△
心身の状況	
血液型	<input checked="" type="radio"/> A B O AB RH <input checked="" type="radio"/> +・-)
既往症	疾患名 気をつけること
	狭心症 急がせるようなことはしないで下さい
	高血圧 トイレは我慢しない、寒い所も駄目です
障害の内容	要支援2
避難時にお願いしたいこと	
家の中は何の不自由もなく歩くことができますが、外に行く時は杖が必要で、15分以上は歩けないので車椅子があると助かります。耳もよく聞こえないので、補聴器がない時は右耳の方から大きな声で話してもらうか、紙に書いてもらえばわかります。	
避難する際に必ず持ち出すもの	
薬	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり → ニトログリセリン(舌下用・貼り薬)、アムロジン錠
医療用具 装具など	<input checked="" type="radio"/> なし・あり →
その他	健康保険証、住民基本台帳カード、財布、お薬手帳、補聴器

連絡先 緊急連絡先に○印を	
<input checked="" type="radio"/> 家族	氏名 田中 □子 続柄 長女
	携帯電話 090-△△△△-◎◎◎◎
家族	氏名 鈴木 △子 続柄 次女
	携帯電話 080-○○○○-○○○○
友人	氏名 山田 ○美
	携帯電話 090-□□○○-△△○○
相談支援 事業所	事業所名 A居宅介護支援事業所
	担当者 佐藤 □美(主任ケアマネ)
	電話 000-△△△-□□□□
ケアマネ ジャー	事業所名 上同じ
	担当者 高橋 ○夫
	携帯電話 080-○○○○-△△○○
かかりつけ 医療機関	病院名 Bクリニック
	主治医氏名 渡辺 □夫
	電話 000-□□□-□△△△
医療機器 事業者	事業所名
	担当者
	電話
薬局	事業所名 C調剤薬局
	担当者
	電話 000-□□□-△△△○
その他	



じたくのきょうい 自宅で3日間 乗り切る用意

1. 安全な場所の確保

自宅で最も安全な場所はどこですか？
大きなケガをしないよう、普段から準備をしましょう！

★ 倒れてこないように

- 家具の固定 食器棚の扉 テレビなど

★ ガラスが飛び散らないようにフィルムを貼る

- 窓 食器棚 額縁 など

★ 邪魔にならないように

- 出入り口には荷物を置かない

2. ライフラインの停止に備える

外部からの本格的な支援が始まるまで3日間かかると言われています。
この3日間を生き抜くために最低限必要な物とその分量は、常に蓄えておきましょう。

(1) 飲料水／食べ物

普段食べているもののなかから、調理の必要性が少ないものを探してみましよう。特に、飲み水の準備は必要です。カセットコンロやガスボンベ等も準備しておきましょう。

(2) トイレ

家族が1日に排せつする平均的な回数を事前に確認しておきましょう。

市販の簡易／携帯トイレを必要数以上に準備しておきましょう。

二重にしたビニール袋の中にちぎった新聞紙をいれる等の方法で代替することもできます。消臭剤と抗菌剤も忘れずに準備してください。

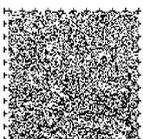
東日本大震災で最も困ったこと……トイレと飲み水

高齢者への調査では「風呂の残り湯がとても役に立った」。

(3) 電気を使用する製品／医療機器

電池やバッテリーで使用できる製品は、使用できる時間の目安を確認しておきましょう。そして、電池やバッテリーは多めに準備しましょう。

また、バッテリーの充電の可否や方式についても調べておきましょう。



3. 日常生活の必需品

(1) 医療関連

① 薬（3日分）と処方箋

災害発生直後は、薬の入手が難しくなります。少なくとも3日分の薬を用意しておく必要があるでしょう。また、災害の状況が少し沈静化した頃には、かかりつけ医や行きつけの薬局でなくても、薬を処方してもらえます。処方箋を用意しておくとう便利です。

② ストーマ と 洗腸器具等

- ・ 保管は緊急持ち出し品の中、トイレ、洗面所など分散して管理する。
- ・ 防水用の袋を準備（雨の中を移動することも想定）
- ・ 可能であれば水1L程度も持ち出せるようにしておきましょう。

『日本ストーマ用品協会災害時対策マニュアル』 平成20年策定 p.4 から抜粋

<土浦市： 災害時におけるストーマ装具の保管制度について>

概ね一週間分のストーマ装具を保管します（希望者）

詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

③ 在宅酸素など医療機器を使っている場合

機器メーカーには連絡先を2つ知らせておき、いざという時にどうしたらよいかを打ち合わせておきましょう。

(2) 介護用品関連

○オムツを使用している人は、おむつとおしりふきを用意しておくとう良いです。

オムツは、トイレが使用できない間の簡易トイレとしても活用できます。

○偏食や食物アレルギー等に対応できる食料（3日分）

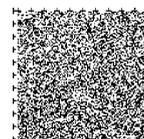
偏食や、食物アレルギー等がある人、また、食物形態に配慮が必要な場合もおかゆ等、食べられるものを用意しておくとう良いでしょう。

★ 救援物資等は、避難所に届きます。

自ら物資を受け取りに行ける場合には、避難所に足を運ぶことが必要です。

避難所に行くことが難しい場合には、自宅に避難していることを知らせ、物資や情報が得られるようにしなければなりません。

そのためには、自宅で避難していること（安否）を避難所に伝えましょう。



じたく 自宅で3日間

たいせつ 大切なこと

1. 情報を得る 災害時の情報は、次の手段で入手できます。

①土浦市安心・安全情報メール

地震情報や気象情報、災害時の緊急なお知らせ（災害の状況、避難勧告・指示など）の情報を、パソコンや携帯電話の電子メールで入手できます。

事前に登録が必要です。※詳細は市ホームページ「土浦市安心・安全情報メール」を参照

②防災無線・広報車・広報紙

避難勧告・指示等の緊急情報や、給水情報等の生活関連情報を知らせてくれます。防災無線は、場所によって聞きづらいところもあります。その場合には、他の手段で情報を得るように備えましょう。また、避難所では、広報紙も配られます。

③ラジオ・テレビ

茨城放送や土浦ケーブルテレビ等では、より身近な情報が得られます。土浦ケーブルテレビでは、字幕テロップつきで情報が提供されます。

④ホームページ

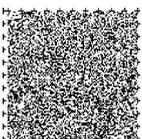
パソコンや携帯電話が使用できる場合には、市のホームページで多くの情報が提供されます。

⑤隣人や、地区長（自治会長）、地域防災組織会長等

隣近所の人も様々な方法で情報を入手しています。また、地区長や地域防災組織会長には、市から災害時の情報が提供されます。日頃から、いざというときに、情報を提供してもらえるようお願いし、どのような方法で情報を伝達してもらうか（電話・ファックス・メール・訪問など）をあらかじめ確認しておくとい良いでしょう。

<情報との関わり方>

- 情報から孤立しないようにしましょう。
- 生活に密着した情報は、テレビやラジオより、市や近隣から得られます。
- 複数の情報源を活用して「情報の偏りを少なくする」ことを心がけましょう。



いばしょ った 居場所を伝える

2. 「ここにいます」を発信しましょう! ← ★ 重要 ★

避難所に行かないときは、自宅にいることを周囲に知らせましょう。

〈知らせる方法〉

- ① 避難所にいる地域の代表の方に直接知らせる。
- ② 民生委員や地域支援者の方に知らせる。
- ③ 自宅の外で、人目につきやすい場所に貼り紙をする。
例 “自宅で避難生活をしています”

〈なぜ知らせるか〉

- ・避難所からの救援物資を得ることができる。
- ・テレビやラジオでは得られない、地域の情報を得ることができる。

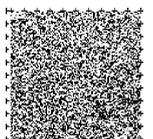
★「安否確認」があった時・・・「大丈夫」の一言で終わらせないで。

安否確認の電話や訪問があったときは、「大丈夫です」の一言を安易に使わないようにしましょう。

その代わりに、どのように生活しているのか、何が必要かを、具体的に伝えるようにしましょう。

- 「言っても良いか、悪いか」は考えずに、まずは希望を言ってみよう。
困ったときはお互い様
- 「障害」や「疾病」について詳しくない人が来ることもあるので、必要な事柄については紙に書いておくと伝達しやすくなります。また、電話等で伝えるときも伝え忘れを防ぐことができます。

※ 被災時は誰もが余裕がないために、言葉を文字通りに解釈してしまうことが多くなります。東日本大震災のときも、「大丈夫です」と言った人たちが支援からもれてしまった事例があります。



さいがいじょうえんごしゃせいど 災害時要援護者制度



Q1 どんな制度ですか？

災害時に自力で避難することや情報を得ることが困難で支援が必要な方(要援護者といいます)に対して、地域支援者を決めて、災害時に安否確認や情報の提供、避難の支援をする制度です。

Q2 どうすれば利用できますか？

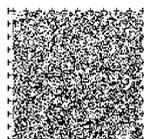
市役所に登録してください。郵送による登録もできます。

申請書は、障害福祉課、高齢福祉課、社会福祉課、総務課にあります。要望があれば申請書は郵送します。申請書には、住所、氏名、申請理由、地域支援者などを記入してください。

また、その際にはこれらの情報を提供することに同意していただく必要があります。

Q3 個人情報を守られますか？

「土浦市災害時要援護者制度実施要領」に目的外の使用が固く禁止されています。登録された個人情報は市役所内で保管され、人命にかかわる緊急時のみ、関係各機関で共有します。登録された情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号が地区長、民生委員、地域防災組織の役員、町内会または自治会の役員に提供されます。



しえんしゃ 支援者とつながる

Q4 登録時に地域支援者を記入するようにとありますが？

ご近所の方を想定しています。

しかし、頼める方がいない場合は空欄で出してください。その場合は、市からお住まいの地域防災組織に地域支援者の協力を依頼します。

その後、地域防災組織内で検討します。

Q5 具体的には誰が地域支援者になるのですか？

お住まいの地区で異なります。

地域防災組織で担当いただく可能性が高いので、できるだけ、日頃の近所づきあいを大事にし、例えば、地域の行事などには積極的に参加いただくことも必要と思われます。

Q6 地域支援者の役割は？

日頃の声かけや災害時の情報提供、安否確認や避難の手助けです。

ただ、もしかしたら、地域支援者も被災しているかもしれません。地域支援者はできる範囲での支援であり、義務ではないことをご理解ください。しかし、地域防災組織には登録されていますので、時間はかかるかもしれませんが、災害時には連絡が入ることになる予定です。

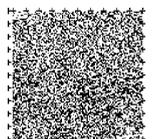
Q7 あらかじめ地域支援者にどんなことを伝えればいいのですか？

(1) どんな支援が必要か伝える。

- ①避難時の手助け ②安否確認 ③避難情報の提供

(2) 自分の状態について伝える。

- ①どのようにしたらコミュニケーションが可能か？
②どの部分に障害があるのか？程度はどのくらいか？
③どのように支援してもらおうと助かるのか？
④出来ることは何か？



ひなん はんだん 避難の判断

Q1 災害が起きたら、すぐに避難所に避難しなければならないの？

いいえ。

災害が起きたからといって、すぐに避難しなければならないわけではありません。避難が必要かどうかは、各自が判断をする必要があります。まず以下の状況確認をします。

住まいの確認（破損状況）

倒壊などの危険がないか、数日間、そこで安全に暮らせるかどうかを判断します。

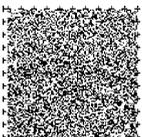
ご本人、家族の確認（負傷等の状況）

災害により怪我をしていないか、体調に問題はないかといったことを判断します。

避難の必要性の確認（緊急度、必要な人員など）

- ◎近隣で火災が起きるなど周囲の状況から、避難の必要性の緊急度を確認します。
- ◎地域防災組織による避難の判断や、避難勧告や避難指示の発令、自宅が警戒区域に指定されるなど、行政からの指示・勧告・命令等も必要性を判断する材料となります。
- ◎また、避難に支援が必要な場合、安全に避難所まで避難できるだけの用意がそろっているかどうか確認する必要があります。

避難所での生活は、意外に負担が大きいものです。
ですから、安全が確認できれば、無理に避難をする必要はありません。



Q2 行政からの避難に関する情報にはどんな種類があるの？

3つの種類があります。

① 避難準備(要援護者避難)情報

避難するのに時間がかかる高齢者や障害のある方に、避難することを呼びかけるものです。

② 避難勧告

避難のための立ち退きの勧告であり、居住者に立ち退きを進め促すものです。しかし、避難を強制するものではありません。

③ 避難指示

避難のための立ち退きの指示であり、被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなります。

いずれも、市の広報車の巡回、同報系防災行政無線（市内各所に設置されたラッパ型スピーカー）、市ホームページ、安心安全情報メール・ツイッター等で伝達されます。

緊急を要する場合、土浦ケーブルテレビ、NHK水戸放送局、茨城放送で放送されることもあります。

Q3 避難所には何を持っていけばいいの？

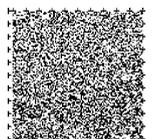
避難所には、最低でも3日間、避難者が生活できる物資を用意しています。しかし、病気や障害に対応するためのものは常備されていません。

日常生活の必需品（p.5）であげた

- ・薬（3日分）と処方箋
- ・ストーマ と 洗腸器具等
- ・介護用品（オムツ、おしりふき等）
- ・偏食や食物アレルギー等に対応できる食料（3日分）

などは持って行きましょう。

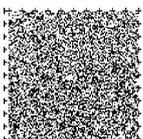
また、安心カードや、災害時緊急カード(防災の手引き添付)等を持って行くと、支援を受ける際に便利です。他の障害種別ごとに用意すべきものは、『防災の手引き』（平成20年度発行）をご参照ください。



ひなんじょ かくにん 避難所を確認する

自宅で被災した際の避難場所は、最寄りの下記小・中学校となりますので、参考にしてください。また、避難場所が決定できない時には、自分がわかる避難場所に避難してください。

小学校	中学校	住 所 地
土浦小	第 一 中	中央 1～2丁目, 東崎町, 城北町, 川口 1～2丁目, 大和町, 大町, 大手町,
		文京町, 千束町, 生田町, 立田町, 田中町, 田中1～3丁目, 虫掛,
		桜町4丁目, 湖北 1～2丁目
下高津小	第 四 中	中高津1～3丁目, 上高津（上高津町）, 穴塚の一部（上高津町）, 国分町,
		下高津2～4丁目, 上高津新町, 天川1～2丁目, 桜ヶ丘町, 永国の一部
東小	第 三 中	中の一部, 中村西根の一部
	第 四 中	永国の一部, 永国台, 永国東町
穴塚小	第 一 中	穴塚の一部, 矢作（矢作町）, 飯田（飯田町）, 佐野子（佐野子町）, 粕毛（粕毛町）
大岩田小	第 六 中	大岩田（大岩田町1・2区）, 霞ヶ岡町, 小岩田東1～2丁目, 小岩田西1～2丁目,
		烏山1～5丁目
真鍋小	第 二 中	真鍋1～6丁目, 東真鍋町, 西真鍋町, 真鍋新町, 木田余, 木田余東台1～5丁目,
		木田余西台, 殿里（殿里町）, 東都和, 若松町, 東若松町, 板谷7丁目の一部
都和小	都 和 中	並木5丁目, 都和2～3丁目, 板谷 1～6丁目, 板谷7丁目の一部,
		中都町1～3丁目, 中都町4丁目, 笠師町, 中貫（中貫町）, 東中貫町,
		今泉（今泉町）, 栗野町, 紫ヶ丘, 小山崎（小山崎町）
荒川沖小	第 三 中	北荒川沖町, 中荒川沖町, 荒川沖東1～3丁目, 荒川沖西1～2丁目,
		荒川沖（荒川沖西区 1～2丁目・荒川沖西三丁目・荒川沖南区）,
		荒川本郷（荒川沖南区）, 沖新田（荒川沖南区）
中村小	第 三 中	中村西根の一部（西根町 3区・竹の入町）, 西根南1～3丁目,
		中村南1～6丁目, 卸町1～2丁目, 西根西1丁目, 中村東 1～3丁目



小学校	中学校	住 所 地
土浦第二	第一中	桜町1～3丁目, 有明町, 港町1～3丁目, 蓮河原町, 蓮河原新町, 滝田1～2丁目
	第四中	富士崎1～2丁目, 下高津1丁目, 小松1～3丁目, 小松ヶ丘町, 千鳥ヶ丘町
上大津東小	第五中	沖宿町, 田村町, おおつ野1～8丁目,
上大津西小		手野町, 神立町の一部(神立町1区寄居地区)
神立小		神立町の一部(神立町1区), 神立中央1～5丁目, 中神立町, 北神立町
右朶小	第六中	右朶の一部(右朶町1～5区・まりやま団地・まりやま新町),
		摩利山新田の一部(右朶町2・3区)
都和南小	都和中	並木1～4丁目, 東並木町, 西並木町, 常名の一部(常名町),
		都和1丁目, 都和4丁目
乙戸小	第三中	乙戸(乙戸町・小山田町), 乙戸南1～3丁目
菅谷小	第五中	菅谷町, 白鳥町(白鳥町・白鳥新町), 神立東1～2丁目
藤沢小	新治中	藤沢, 大畑, 上坂田, 下坂田, 高岡の一部
斗利出小		田宮, 高岡の一部, 藤沢新田, 田土部
山ノ荘小		永井, 本郷, 大志戸, 小野, 東城寺, 小高, 沢辺

なお、下の高校も一時避難所として、地域防災計画に位置付けられていますので参考にしてください。

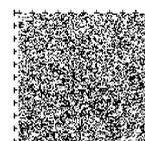
土浦第一高等学校、土浦第二高等学校、土浦第三高等学校、土浦工業高等学校、土浦湖北高等学校、つくば国際大学高等学校、土浦日本大学高等学校、常総学院高等学校

■ ポイント ■

必ず、避難所まで歩いて行ってみましょう。

避難を支援してくれる人と歩いてみるのが最も理想的です。

危険な個所や避難する上での注意点を書き出してみましょう。



ひなんじょ 避難所 と ふくしひなんじょ 福祉避難所

Q1 避難所は自分には関係ないと思っているのですが？

そんなことはありません。

避難所は住民が避難生活を送るだけでなく、情報や救援物資が集まる場所です。ですから、必ず避難所を確認しておきましょう。

そして自宅避難の場合でも避難所に自分の居場所を知らせましょう。

Q2 避難所は市役所の職員が運営しているのですか？

いいえ。

避難所は、地域防災組織を中心にした住民や避難所の代表者が「避難所運営委員会」を結成し、避難所の運営にあたることになっています。避難所には、市職員、学校施設管理者もおり、「避難所運営委員会」のサポートにあたることになっています。

Q3 避難所と福祉避難所とはどう違うのですか？

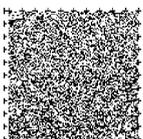
避難所という場合は一時避難所といわれるもので、最寄りの小学校・中学校・高等学校の体育館を指します。

一方、福祉避難所とは二次的避難所と言われるもので、一時避難所に避難した障害のある方やご高齢の方等がその避難所ではどうしても生活することができない場合に、市の指定する福祉施設に設置するもので、福祉的専門職員によるケアを受けることができます。

Q4 避難所では迷惑をかけるので福祉避難所に直接行っていいですか？

まず、土浦市へ連絡し、直接に福祉避難所へ行けるかどうかを相談してください。

また、近くの避難所でも、避難所での生活ができる限り支障のないように、要援護者専用スペース、間仕切り、簡易ベッド等の確保を行うことになっていますので、迷惑をかけるとは思わないでください。



Q5 福祉避難所に行くためにはどうすればいいですか？

次の順で進んでいきます。

- ①一時避難所に避難する
- ②共同生活が困難である旨を避難所にいる市職員に伝える
- ③市職員が災害対策本部と協議
- ④福祉避難所が開設される場合にのみ福祉避難所に移動。

原則としては、一時避難所にいないと福祉避難所へは移動できません。

しかし、自宅にいる場合でもどうしても生活が営めず、また一時避難所での生活が難しいことが明らかな場合は、一時避難所にいる市職員、または市役所に設置されている相談窓口にご連絡してください。

Q6 福祉避難所はどこに開設されるのですか？

下記の場所の指定を予定しております。（正式決定 平成 25 年 3 月末）

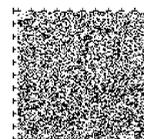
施設名	住所	電話番号
土浦市老人福祉センター「うらら」	大和町 9-2	827-0050
土浦市ふれあいセンター「ながみね」	中村西根 2078-1	830-5600
土浦市老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	828-0881
土浦市老人福祉センター「つわぶき」	中都町 1-5428-2	831-4126
新治総合福祉センター	沢辺 1423-1	862-3522

Q7 福祉避難所へは家族と一緒にいけますか？

一緒にいけます。ただし、家族の費用は原則として自己負担です。収容人数に限りがありますので、必要最小限の人数での移動となります。

Q8 土浦特別支援学校は福祉避難所にはならないのですか？

福祉避難所は上に示したとおりですが、災害の規模が大きく、福祉避難所の開設期間が長期になるような場合に備え、災害時における福祉的協力に関する協定を、特に要望が多かった土浦特別支援学校と締結し、避難所として協力いただく見込みです。



さいがい 災害ボランティアセンター

■ 災害発生後すみやかに設置されます

災害ボランティアセンターは、災害が発生後、被害状況により設置が検討され、必要と認められた場合に設置されます。

このボランティアセンターは、被災した人たちや地域を支援するために、臨時的・応急的に設置されるもので、目的を達成したら解散する一時的なボランティアセンターです。

■ 土浦市社会福祉協議会が設置します

土浦市大和町 9-2 土浦市総合福祉会館内 ウララ 2 ビル 4 階
電話 029-821-5995

■ 設置が決まると次の方法でお知らせします

- 避難所、福祉避難所での掲示
- インターネットへの掲載
土浦市ホームページのトップページから災害情報の部分を探す。
- 同報系防災行政無線による広報 など

■ お願いできること・・・たとえば・・・

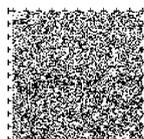
- ① 話し相手
- ② ゴミの収集と運搬
- ③ 家屋内外の清掃・消毒
- ④ 子守り、子どもの遊び相手
- ⑤ 側溝などの土砂の搬出 など



実際に依頼する時には土浦市社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)に連絡してください。

「こんなこと……」と思っても

災害ボランティアセンターが設置されれば、いろいろな支援を受けることができます。「こんなこと……」と思っても、良いか悪いかの判断はせずに、まずは連絡してみましよう。



第Ⅱ部

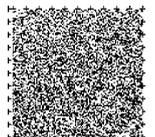
地区長・民生委員・ 地域防災組織の方へ

障害のある方、ご高齢の方を 地域で守る

目次

- ・ 災害時要援護者制度　しくみと進め方　………… p. 19～24
 - 参考1　土浦市内の先進的事例　防災訓練　………… p. 24
 - 参考2　土浦市内の先進的事例　災害時要援護　………… p. 25
 - 参考3　障害のある方やご高齢の方が震災直後に困ったこと　………… p. 26
 - 参考4　障害の種類と支援の内容　………… p. 27
- ・ 避難所の運営と障害のある方・ご高齢の方への配慮　………… p. 28～32

聞き取り票



《このテーマを取り上げた5つの理由》

Q1 なぜ、災害時要援護者制度と避難所をとりあげているのですか。

先の東日本大震災後の調査で、障害のある方やご高齢の方は、避難所までの移動や情報伝達、避難所について大きな不安を持っていることがわかったことが出発点です。これらの不安を軽減するには、①災害時要援護者制度を機能させること②避難所において障害のある方などへの配慮があることが必要なことと考え、ここで取り上げました。

Q2 災害時要援護者制度は市がすることではないでしょうか。

この制度は地区の特徴をいかして地域ごとを進めることを前提とした制度ですから、市は仕組みを提示するところまでです。この制度を活かすには地域防災組織や民生委員などの地域をよく知る方々の力を必要としています。

Q3 現在、災害時要援護者制度では何が課題になっているのですか。

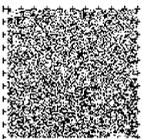
第一に、この制度は市民の方々に知られていないことです。第二に、地域防災組織でも市から「あなたの地区に、災害時に支援が必要な人はここにいますよ」と知らされてもどう対応していいかわからない状態であるなど体制の不備が課題です。

Q4 本書で災害時要援護者制度を扱う目的は？

障害のある方やご高齢の方々にはその制度の存在を知っていただくことを、そして、地域防災組織等の人たちにはどのように進めていけばいいかを提案することで、この制度を少しでも効果的なものにすることを目的としています。

Q5 避難所について書いたのはなぜですか。

土浦市防災計画では避難所は地域住民が運営すると定められています。あらかじめ障害のある方やご高齢の方がどのような不便や困りごとがあるかを地域の方々に伝えておけば、皆が少しでも安心して避難所に移動できるような環境になるのではないかという期待をこめて書きました。

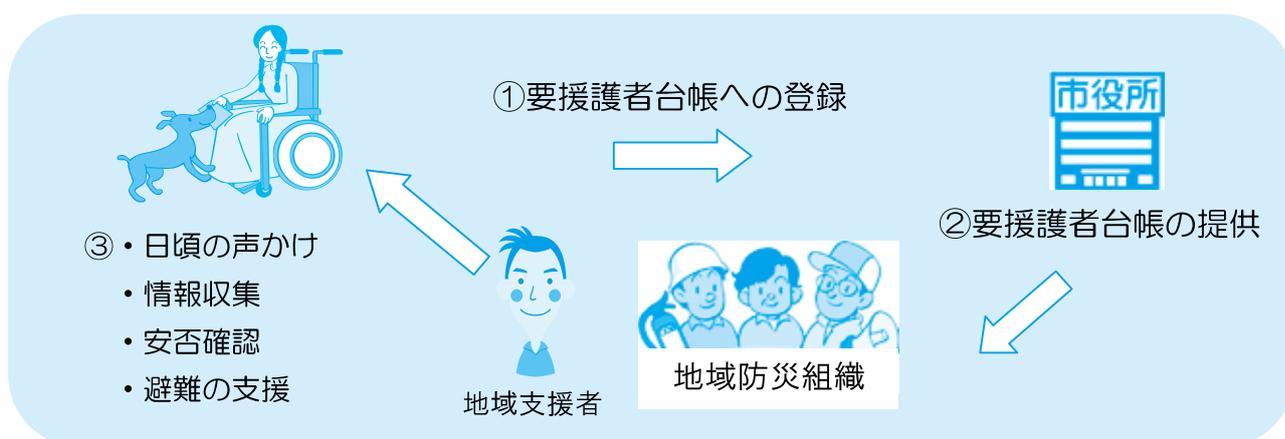


災害時要援護者制度

1. 目的

災害時に支援を必要とする人たちを地域で支援することを目的としています。
p.8, p.9 も参考にしてください。

2. しくみ



① 災害時に支援を希望する人が要援護者台帳へ登録¹⁾

登録内容は、住所、氏名、生年月日、性別、年齢、障害の種類、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号です。

② 地域防災組織へ情報提供

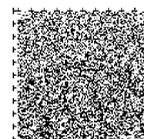
登録内容の中から「障害の種類」を除いた情報が市役所から地域防災組織へ提供されます。

③ 地域支援者から要援護者へ

日頃の声かけや、災害時の情報提供や安否確認、避難の支援をします。

1) 土浦市では、自ら要援護者名簿への登録を希望した人だけの情報を収集する「手上げ方式」をとっています。この方式は、要援護者本人の自発的な意思にゆだねられているため、本来支援が必要な人の 1 割しか登録されていないというデータもあります(災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成 18 年 3 月 p.9)。

よって、地域には、登録者以外にも災害時に支援が必要な人が多くいることを知っておいてください。



3 地域防災組織に求められていること

- ① 要援護者が必要としている支援を知ること
- ② 地域支援者を決めること(地域支援者が空欄の場合が多いため)
- ③ 災害時に支援すること

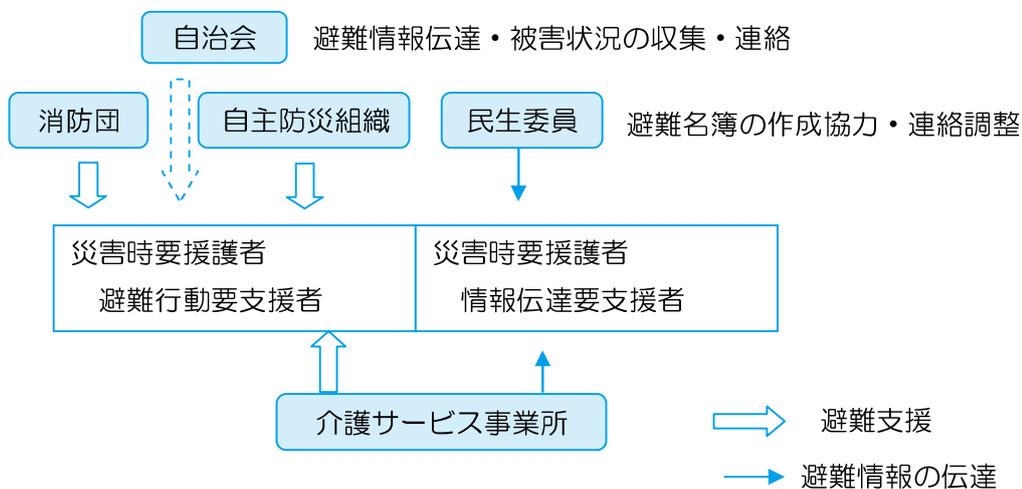
4 3の内容をどのように進めるか

ステップ1 地域で役割を決める

次の4つの役割を担う人を決めましょう。

- 要援護者の情報を得る人
- 災害時に要援護者を支援する人
- 要援護者の情報を共有・管理する人
- 市からの避難情報、生活情報を得る人

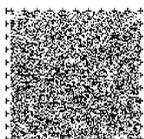
《地域で役割を決める》新潟県三条市の場合²⁾



三条市では、災害時要援護者を本当に支援が必要な方への絞り込みをした上で、避難行動支援と情報伝達支援の2つに分けています。

2)三条市災害対応マニュアル をもとに図式化。

<http://www.city.sanjo.niigata.jp/gyousei/page00019.html>



ステップ2 要援護者の情報を得る

(1) 担う人

- ・日頃地域の見守り活動を行ない地区をよく知る民生委員は、最も適している人の一人であるといえます。
- ・二人で要援護者を訪問するのが理想的です。
相手にも安心感を与えるとともに、正確に情報を得やすくなります。

(2) 支援の内容を聞く → 巻末の用紙に記入。次ページに記入例。

- ①災害時に必要とする支援は何か。
 - ・情報提供、安否確認、避難支援のいずれを希望しているかを聞く。
- ②具体的な支援の内容を聞く。
 - ・どのような方法で、どのように支援してもらおうと助かるのか。
- ③避難支援をする場合
 - ・避難時に必要な用具は何か。

(3) 大切なこと

①支援を必要とする人の状況はひとりひとり異なります。

たとえば、視覚に障害があるといっても、全く見えない方から、うっすらとみえている人もいます。「〇〇障害」という言葉でひとくくりにして先入観で判断しないようにしましょう。

②支援を必要な人とよく話をする

ご本人の希望に耳を傾け、どのような手助けを必要としているかを聞いてください。

③支援に直接必要ではない情報は聞きださない。

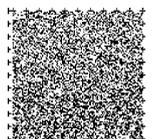
この制度はご近所の方が手助けするものです。あくまでも支援者は地域の方々と、決して専門職ではありません。

したがって、支援とは直接関係のない病名を詳しく聞き出したり、ご本人が言いたくない障害名や家族状況などを聞き出したりすることは避けてください。

④ご近所のみで支援が難しい時には、市(障害福祉課・高齢福祉課)に相談を。

ご本人の状況によっては、たとえば、複数の医療機器を使いながら寝たきりの状況であるなど、ご近所でなんとか助け合いたいと思ってもそれだけでは難しいこともあります。

そのようなときは、まずは、市に相談してみましょう。



災害時すぐに手助けしてほしいこと

1 手助けを希望している人と支援者

ふりがな 氏名	うら きらら 浦 キララ 女性	住所	土浦市〇〇町 2-3-4
電話 FAX	〇〇〇-△△△△ FAX も同じ	携帯 メール	090-××××-〇〇〇〇 メール abcde@fg.jp
支援者 1	氏名 〇木 △子 住所 土浦市〇〇町 2-3-5 電話番号 携帯 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇	支援者 2	氏名 山△ 〇男 ※民生委員 住所 土浦市〇〇町 2-3-1 電話番号 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-△△△△

2 災害時に望んでいる手助け 該当するものをチェック

安否確認 避難支援 避難情報提供

3 コミュニケーションをとる際の希望

話す (ゆっくり話す・大きな声で話す・静かに話す・その他)

文字 (大きな文字で・携帯メール・その他)

特に希望はない

4 避難の手助けを希望している場合のみ記入

どのようなお手伝いを必要としていますか。

- ・長時間歩くのは辛いので、できれば車にのせてほしい。
- ・荷物をもってほしい。
- ・スロープは歩きにくいので、避けてほしい。
- ・調子が悪いとき(とくに朝方)はベッドから起き上がれないことがある。

移動のお手伝いの時、気をつけてほしいことは何ですか。

せかされると動転して転びやすいので、なるべく穏やかに接していただければありがたいです。

移動時に必要な用具は何ですか。

おぶい紐 リヤカー 担架 その他[杖 靴型装具]

避難時に持ち出す薬や医療機器はありますか。

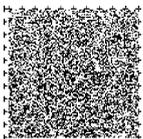
薬 あり[薬名 抗リウマチ薬 抗炎症薬]

医療機器 あり []

避難時に消防団などの応援を必要としますか。

いいえ はい

記入者名 山△ 〇男 聞き取り日 平成 25 年 3 月 31 日



ステップ3 地域支援者を決める

(1) 本制度に登録している人は、ほとんどの場合、「地域支援者」は未定です。
したがって、地域防災組織で地域支援者を決めていただかなくてはなりません。

(2) 誰を地域支援者にするか

《土浦市の希望》

地区長や民生委員に相談し、地域で依頼できる方がいればその方に。
適任者がいなければ、地域防災組織が地域支援者に。

《真鍋4丁目自主防災組織の場合》

地域支援者は班長。p. 25 も参照してください。

《他の市町村の例》

- ・ 要援護者1人に対し、要援護者宅に近い地域住民ボランティア2~4人(御殿場市)
- ・ 地域支援者の選任が難しい場合は、組単位での見守りとし組長にお願い(豊田市)

■ポイント

地域支援者は「近くの人」、「複数」で。

ステップ4 要援護者の情報を管理・共有する

(1) 地域で情報を共有する人は自治会、地域防災組織、民生委員、地域支援者です。
「土浦市災害時要援護者制度実施要領」で情報の目的外使用は固く禁止されています。

(2) 共有する要援護者の個人情報とは、

住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号、災害時に手助けしてほしいこと です。

(3) 個人情報を保護するための方法(例)

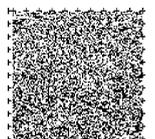
- ① 管理責任者を決める。たとえば、自治会長。
- ② 鍵のかかる書庫に入れ、鍵は二人が保有。
- ③ パソコンでは保存しない。

■ポイント■

個人情報をいかに管理するかが、この制度において最も大事な点です。

(4) 情報の更新

最低でも1年に一度は情報の見直しをしましょう。



ステップ5 市からの情報伝達経路を決める

市からの情報は、広報車、防災無線によって伝達されますが、それ以外に、地域の連絡体作りが重要です。

例 自治会長 → 民生委員 → 要援護者

■ポイント■

1. 「情報の発信・情報の集約は1つにする」を原則に。
2. 要援護者にはどのような伝達方法が適しているかを確認。
3. 普段から『決まった伝達方法』を使っておく

ステップ6 訓練をする

- ① 安否確認、避難誘導、情報伝達、避難所運営など
項目ごとに訓練するのもいいでしょう。
- ② 要援護者も参加してもらえよう、声かけをしてみましょう。
- ③ 地域の行事の際に、訓練を加えるのも一案です。

《参考1》 土浦市内の先進的事例 防災訓練

事例1 真鍋4丁目 地域防災会

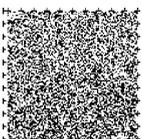
防災訓練の実施

- ①初期行動訓練 (震度5弱の地震、火災、家屋一部損壊による負傷者発生を想定して、対策本部、初期消火活動、救出救護訓練)
- ②救急法訓練 (消火訓練、止血法、搬送法、心肺蘇生法)
※真鍋4丁目の他の活動については p.25 を参照

事例2 中村南4丁目 地域防災会

毎年、炊き出しを行い、その際に防災訓練を実施

ステップ7 大地震発生時、計画に沿って実行



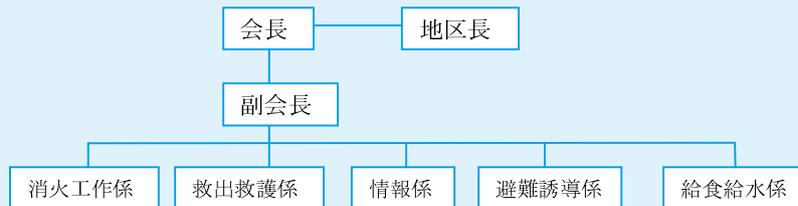
《参考2》 土浦市の先進的取り組み事例 災害時要援護

真鍋4丁目の地域防災活動

“天災は日頃の備えと向こう三軒両隣”をスローガンに

1. 地域防災組織 → 震度5弱以上の場合は自動的に対策本部を設置。

《対策本部》



2. 「災害時要援護者」支援の準備

ステップ1 市役所からの情報により申請者把握



ステップ2 民生委員が個別訪問し、どんな支援が必要か調査し、あわせて個人情報の開示の了解を得る

《聞き取り内容》 希望する支援、かかりつけ医、障害の内容
家族構成、住宅居住状況など



ステップ3 総会時、当該班長に災害時支援活動の協力を依頼



ステップ4 災害時に備えて、管理台帳の作成および申請者のマップ作成

★ 民生委員が個別訪問。

★ 地域支援者は班長！

★ 要援護者のマップ作成

3. 「災害時要援護者」支援(各班長にお願いすること)の内容

① 「我が家」の安全・安否確認



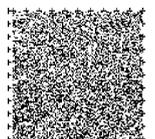
② 自分の班の要援護者の安否確認



③ 避難場所への案内・同行(必要時)



④ 対応不可時、対策本部へ連絡



《参考3》 障害のある方やご高齢の方が震災直後に困ったこと

アンケート自由記述から 抜粋

■視覚に障害がある人

- ・地震直後、家の中や周囲の状況がわからなかった。
- ・高齢の上、全盲なのでどうすることもできない。家で独りの時は本当に困る。
- ・情報が張り紙になっていて困った。

■聴覚に障害がある人

- ・耳が不自由な人には情報が得られません。聞こえていれば移動できますが、分からないととまどうことがあります。
- ・ケーブルテレビにテロップがなく、何が言われているかわからなかった。

■身体に障害がある人

- ・家の中でひとりだった。地震が来ても足元が不安定で立ち上がることは出来ないし、後ろにある筆筒が倒れるかもしれないと知りながら動くことが出来ず恐ろしかった。
- ・本人は寝たきりなので、外に逃げだせませんでした。介護する私もどうする事も出来ず、揺れがおさまるまでベッドサイドにずっと一緒にいました。とても怖かったです。
- ・車いすでは避難所まで行けないと実感した。もうあきらめています。
- ・マンションに住んでいますが、足が悪いのでエレベーターが止まり大変でした。

■知的障害のある人

- ・余震のたびにパニックになった。
- ・震災後、少しの揺れに敏感になり、おびえて一人で過ごすことができなくなった。時々奇声をあげたり落ち着きのない行動に、近所の人にも冷たい視線を浴びるようになり外へでたがらなくなった。

■精神障害のある人

- ・薬がなくなり、もらえるか不安だった。
- ・余震やライフラインが停止したことがストレスだった。

■人工肛門造設のある人

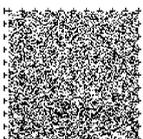
- ・停電より断水が困った。人工肛門で汚物进行处理するときに水がないと困る。

■酸素ボンベなど医療機器を使っている方

- ・長時間の停電により痰吸引器が使用できなくなり、やむを得ず救急車を使用した。
- ・4時間ごとに腹膜透析をしてるので困った。息子の家で行った。
- ・ペースト食のため電気が使えずミキサーを使用できなかったのでやむなく経管をいれ栄養を取った。

■認知症高齢者・寝たきり高齢者・一人暮らし高齢者など

- ・老人を車に避難させるとき重かったので大変だった。おむつ替えは、狭かった。
- ・情報が何も入らず、現実はどうなっているのか全くわからなかった

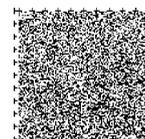


《参考 4》

障害の種類と支援の内容は大まかに以下のようにまとめることができます。

障害の種類	支援の内容
視覚障害	災害時には音声による情報伝達や状況説明と、避難誘導等の援助が必要。障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)を確認し、必要な支援を把握する。
聴覚障害	身振りや手振り、文字(紙や手のひら)、携帯メール等複数の手段で、文字による情報伝達が必要。聞こえの状態や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)を確認し、必要な支援を把握する。
肢体不自由	移動を中心とした支援が必要。具体的にどのような補助が必要かを把握する。状況によってはリヤカーや担架などの用具を確認する。
内部障害	医療機器の使用状況、医療機関との連絡方法、避難移動時の支援方法等を決めることが必要。移動の際の用具(ストレッチャー、担架など)と複数の支援者の確保。
精神障害	薬名、緊急時の医療機関との連絡先や連絡方法を確認する。薬の確保を最優先。
知的障害	大声や叱ったりせず、安心させながら状況説明や避難誘導の支援が必要。保護者への連絡方法と、対応できる人を確保する。
認知症	不安をあおらないように情報提供、避難支援等が必要。
寝たきり等の高齢者	災害時には、避難支援、医療機関・介護サービス事業所等への連携等が必要。移動の際の用具(ストレッチャー、担架など)と複数の支援者の確保。
一人暮らし高齢者	災害時には、安否確認、情報支援が必要であり、必要に応じて避難支援も。

参考資料 『災害時要援護者対策ガイドライン』日本赤十字社 平成18年 p.3



避難所について

1. 運営は地域住民で

避難所の運営は、地域防災組織を中心とした地域の住民や避難所の代表者による自治組織「避難所運営委員会」で行うことになっています。

また、市職員、学校施設管理者及びボランティアは支援にあたります。

- 障害のある方やご高齢の方の声をひろいやすい体制づくりをしてはいかがでしょうか。

2. 避難所運営委員会の仕事

総務班・情報広報班・給食給水班・救護班・清掃班・物資分配班・名簿総括班を分担し、次の仕事をします。

- (1) 食料、水、救援物資などの配布
- (2) 生活情報の提供
- (3) 家族の安否確認 など

避難所における障害のある方・ご高齢の方への配慮

1. 物的環境について

- (1) 建物の配慮ー バリアフリーを目指して

<身体に障害がある方の声>

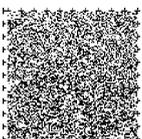
・避難所に行きたくても、入口で階段になっていると入れません。災害の時には皆が大変なので車いすに手を貸してくれとはなかなかいえないので、避難所に行くのはあきらめています。

- ①入口の段差解消を

簡易の段差解消板を設置するだけでも助かります。

- ②スペース確保を

車いすや杖、松葉つえが通るためには最低 80cm の幅が、回転するためには直径 150cm が必要です。これらの空間を確保してください。



(2) トイレ

<身体に障害がある方の声>

・避難所に洋式トイレがあるか、バリアフリーになっているかも心配です。

<知的障害のある子どもの保護者の方の声>

・子どもは洋式トイレでなくては用がたせません。

<認知症高齢者、介護が必要な高齢者を介護している方の声>

・おむつをしているので一人でトイレに行かせると失敗する。着脱にも時間がかかって迷惑をかけそう。

次の3つを配慮していただければ、かなり不便が改善されます。

- ① 洋式トイレが必要
- ② 障害のある方専用のトイレ
- ③ おむつを替えることのできる場所

(3) 椅子の用意

床に座ることができない方、長時間座ることができない方もいます。

(4) 配置の工夫

- ① トイレに近いところに

<視覚に障害がある方の声>

・避難所の慣れないところではトイレの使用や食事をもらいにいくことができないと思った。

<身体に障害がある方の声>

・避難所内での移動に手間がかかるので周囲に迷惑をかけると思う。

<認知症高齢者、介護が必要な高齢者を介護している方の声>

・夜間にトイレの回数が多いので、避難所ではトイレに行くのが大変だと思う。

車いすの方や杖を使っている方

視覚に障害がある方(壁伝いに移動できるように)

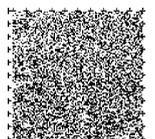
ご高齢でトイレに不安がある方 などは、トイレに近いところに。

■ ポイント1 ■

視覚に障害のある方へはトイレや配給の場所や使用方法を一緒にたどりながら伝える。
また、環境に変化があった時も即座に同様の方法で伝える。

■ ポイント2 ■

障害がある方に、支障はないか一言確認してください。



② 環境に敏感な方への配慮

<知的障害があるお子さんの保護者の方の声>

- ・私の息子は4歳自閉症です。地震で〇〇体育館に避難しましたがやはり息子は落ち着かず体育館をかけまわり、他人の目が気になって夜中散歩して過ごしました。これが何日も続いたら、と考えてしまいました。障害者は障害者で別のところに避難するところがあればよいのですが。
- ・△△中で一晩過ごしました。子供は自閉症で慣れない場所、ざわざわしている場所が苦手です。子どもはずっと泣き続け周りの方に迷惑をかけてしまいました。本人もとても疲れたと思います。障害者は感じやすいのでこういうとき一番大変だと思います。

<認知症高齢者、介護が必要な高齢者を介護している方への声>

- ・認知症があると本人は状況が全く理解できないので、周囲の人に合わせるができない。
- ・高次脳機能障害のため、混雑の中落ち着いてられない。
- ・夜間大声を出すので他人に迷惑をかけてしまう

<精神障害のある方への声>

- ・人がたくさんいるとパニックになり精神的に辛くなるので、避難所にいるのがこわい。

上の声にみるように、周囲に人がいたり、環境の変化があると不安になったり、混乱する方もいます。

そのような場合は、気持ちを落ち着かせることが必要で、周囲に家族や友人などがいるよう配慮する、ついたてをたてる、別室を用意するなどしてみてください。

また、どうしても本人から避難所での生活が難しいとの訴えがある場合は、避難所の市職員に話をし、福祉避難所への移動を検討してみましょう。

③ 医療的配慮

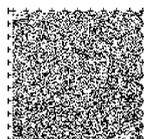
<膀胱・直腸障害のある方への声>

- ・自分が人工肛門であることを周囲に知られたくないです。
- ・避難所では装具を取り換える場所がないのではないかと不安です。

<精神障害のある方への声>

- ・いつも飲んでいる抗精神薬を、避難所で過ごした3日間くらい飲むことができず、妄想、幻聴、幻覚などの症状が非常に強く出て、大変困りました。

- ・人工肛門の方には、消毒・交換のために清潔で周囲から見えない場所を確保する。
- ・人工呼吸器などの医療機器を使用する方は別室にし、清潔で静かな環境を確保する。
- ・医療機関と連絡をとり、急変に対応する。



2. 情報提供 複数の伝達方法で

<視覚に障害のある方の声>

- ・掲示板の情報は読むことができないので、情報からもらえるのではと不安です。

<聴覚に障害のある方の声>

- ・今回避難所に文字の伝達はありませんでした。

情報の伝達は、校内放送やハンドマイクなどでの音声での伝達と、掲示板、張り紙による文字での伝達を併用。

特に視覚に障害がある方や聴覚に障害がある方には情報を直接伝える。

■ 聴覚障害者協会から

聴覚に障害のある方に、大きな声で話せば大丈夫か、手話も筆談のどちらが必要か、コミュニケーションの方法を確認してください。唇の動きだけでは正確に伝わりません。筆談や携帯メール画面などを使ってみてください。特に停電された暗闇では手話や筆談ができないので、手の届くところに懐中電灯などライトを確保してください。

茨城県聴覚障害者協会「災害時における聴覚障害者支援に係る諸課題等に関する検討結果報告書」平成 24 年 3 月

3. 人的環境

(1) 障害があることを知ってほしい人

<視覚に障害のある方の声>

- ・避難所に行ったが、視覚に障害があることに気がついてもらえず「あっちにトイレがあります」というような説明をされて戸惑った。「あっち」と言われても指さす姿は見えていません。

<聴覚に障害のある方の声>

- ・外見からは聴覚に障害があることはわからないので、話しかけられても戸惑うことがあります。

<内部障害のある方の声>

- ・外見からは障害があることをわかってもらえず、困ることが多いです。

外見からは障害があることがわからない人もいます。本人はとても困っているのにそれを周囲に理解してもらえません。

そのような人に対しては、自分に障害があることを知ってもらうよう、「私は目がみえません」「私は耳が聞こえません」などと書いたカードやゼッケンをつけてもらう方法もあります。

また、避難所運営者がわかるように、リボンをつけたり、スカーフを巻いたりする方法(暗に障害があることを知らせる)もあります。

ただし、「必ず本人の意思を確認し、希望する人のみ」にしてください。



(2) 頼れる人

障害のある方やご高齢の方の相談に乗ったり、支援したりする人がひとめでわかるように、腕章やゼッケン、同じ色のエプロンなどをつけると、障害のある方などは遠慮なく声をかけることができます。

(3) 障害がある方などの相談窓口の設置

災害時要援護者といわれる人々が避難所で生活できるように配慮することは当然です。しかし、どのように配慮しても不便なことや生活を続けることが困難に思う状況もおこってきます。

そうした時、気軽にそれらの不便や困りごとを話せる窓口があれば迅速に対処でき、状況の悪化を防ぐことができます。

(4) 障害者団体、医療機関などとの連携

対応方法に困ったときや、急変した時などは、関係団体と連絡をとり、連携体制をとることも大切です。

[県聴覚障害者協会から次のようなアナウンスがすでに出されています]

避難所に聴覚障害者がいたら、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」や行政の福祉事務所などに連絡してください。

自宅で避難生活をしている人のことも忘れないで

避難所には行かずに自宅で過ごしている人もいます。

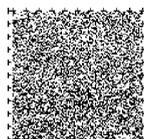
自宅にいるのは避難所に行く体力がなかったり、何らかの事情で避難所に行けない人だったり、むしろ支援がより必要な人である可能性があります。

災害時要援護者名簿をもとに避難所に来ていない人の把握に努めましょう。

そして、避難所にいる人と同様に情報や救援物資の分配を行ないましょう。

災害時の手引書はどんなに書いても十分ではありません。

本書をたたき台にして、それぞれの地域で、お互いに助け合う独自の仕組みづくりができるきっかけになれば幸いです。



災害時に手助けが必要な人のための防災の手引
(「障害のある方」と「ご高齢の方」を中心に)

発行年月 平成 25 年 3 月

発 行 つくば国際大学 産業社会学部 社会福祉学科
〒300-0051 土浦市真鍋六丁目 20-1

電話 029(826)6000

FAX 029(826)6937

URL <http://www.ktt.ac.jp/tiu/>

土浦市役所保健福祉部障害福祉課

〒300-8686 土浦市下高津一丁目 20-35

電話 029(826)1111 内線 2339

FAX 029(826)7118

URL <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>

